

# 令和8年度千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金 Q&A

令和8年5月1日時点

## 1 申請期間等について

	質問	回答
1	申請受付期間はいつまでか。	申請受付期間は令和8年12月24日までになります。
2	申請はどのタイミングで行えばいいか。	契約（発注含む）・着工前に「交付申請書」を提出してください。 申請の流れの詳細については、実施要領6ページを参照してください。
3	申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるのか。	申請受付期間内であっても、予算が無くなり次第受付終了となります。申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、県HP等でお知らせいたします。
4	補助事業は来年度も実施するのか。	来年度については、現在のところ未定となっております。

## 2 補助対象者について

	質問	回答
1	補助対象者である「観光・宿泊施設等事業者」とは、どのような事業者を指すか。	観光・宿泊施設等を管理運営する法人（公共法人を除く）又は個人事業主を指します。
2	除外される「公共法人」とはどのような団体を指すか。	法人税法別表第1に定める公共法人で、例えば、地方公共団体、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人、国立大学法人等が該当します。
3	個人事業主はどのような者を指すか。	個人事業主として開業届の提出や個人事業税の納付を行っている方を想定しています。
4	「観光・宿泊施設等」とはどのような施設を指すか。	千葉県内にある主に旅行者を対象とした常設の宿泊施設、博物館・美術館、動物園・水族館、歴史・文化施設、見学・体験施設、日帰り温浴施設、その他のレジャー施設、土産物販売店、飲食店を指します。 実施要領p1～2の表1も参照してください。
5	「主に旅行者を対象とした施設」とはどのような施設を指すか。	本補助金では、県外等の遠方から観光やビジネス等の目的で訪れる旅行者に対してサービスを提供する施設を対象として想定しています。（施設周辺の住民のみにサービスを提供する施設は対象として想定していません。）

6	「常設の施設」とはどのような施設を指すか。	<p>時期を問わず営業している施設を指し、本補助金では年間営業日数が180日超の場合を対象とします（180日以下は対象外）。</p> <p>なお、営業時間の制限は設けていませんが、公共用充電設備の設置に係る補助金であるため、営業時間が極端に短く、導入する充電設備がほとんど一般の利用者に開放されないと判断される場合は補助対象となりません。</p>
7	本店は県外にあるが、県内に事業所（観光・宿泊施設等）がある。県内の事業所において補助対象事業を実施したいが、補助対象となるか。	補助対象事業を実施する事業所が県内にあれば、本店の所在地にかかわらず対象となります。
8	ビジネスホテルは補助対象となるか。	<p>上記6のとおり主に旅行者を対象とした施設で、旅館業法の営業許可がある宿泊施設であれば補助対象となります。事業計画書（別紙様式1）の「施設等の説明」欄に補助対象であることがわかるように施設の営業目的等を記載してください。</p> <p>なお、風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設（ラブホテルなど）は補助対象外となります。</p>
9	スーパーマーケットで地域の特産品や土産物を販売しているが補助対象となるか。	<p>上記4の観光・宿泊施設等に該当する場合は、事業計画書（別紙様式1）の「観光・宿泊施設等の種類」欄に該当の施設種を記入し、「施設等の説明」欄に補助対象であることがわかるように施設の営業目的等を記載してください。また、申請者が補助対象事業者であることを証する書類として、施設・店舗の概要・営業状況が分かる資料（利用者向けパンフレット、施設HPの写しなど）を添付してください。申請内容を確認し、対象となるかを判断することとなりますので事前にご相談ください。</p>
10	ショッピングモールは補助対象となるか。	「その他のレジャー施設」に該当する可能性がありますが、営業内容等を確認する必要があるため申請書や添付資料の内容を確認の上、対象となるかを判断することとなりますので事前にご相談ください。
11	リース契約で設備を導入する場合、補助対象者はリース会社か設備の貸与先の事業者か。	<p>リース会社が補助対象者となります。貸与先の事業者が観光・宿泊施設等事業者であることが要件になります。</p> <p>また、貸与先の使用者（契約者）のリース料金に補助金相当の値下がりがある必要はありません。</p>

### 3 補助対象事業について

	質問	回答
1	経済産業省が行う「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（一般社団法人次世代自動車振興センター）と併用はできるのか。	経済産業省と県の補助要件をそれぞれ満たしていれば、併用可能です。経済産業省の補助制度の詳細については、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ（ <a href="https://www.cev-pc.or.jp/">https://www.cev-pc.or.jp/</a> ）をご覧ください。 また、同じ設備に対して、県の他の補助金との併用はできません。 リースの場合は、リース料金に補助金分の値下がりやを反映させなくてはならないので、見積りに反映させてください。
2	国の補助を受けていることが要件になるのか。	観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金については、国の補助を受けているかどうかは、要件になっていません。
3	交付申請要件に「充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に設置されること」とあるが、有料駐車場内に設置する場合は対象となるか。	適正な駐車料金を払うことで誰もが自由に出入りできる場所に設置される場合は補助対象となります。
4	交付申請要件に「原則として充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を充電設備利用の条件としないこと。」とあるが、ホテルの宿泊者に優先的に利用させる場合でも補助対象となるか。	宿泊者に優先利用させる場合も補助対象から除外しませんが、利用しない時間帯は公共用に開放し、当該運用方法（利用可能時間帯等）について誰もが確認できるようにインターネットに掲載してください。 なお、充電設備を宿泊者のみが駐車可能な駐車場に設置する場合は「誰もが自由に出入りできる場所に～」の要件を満たさないため補助対象外となります。
5	案内板はどのようなものを設置すればよいか。	案内板は、経済産業省が行う「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（一般社団法人次世代自動車振興センター）に準じ、以下のとおりとしてください。 ・デザインは東京電力登録商標であること。 ・原則、案内板寸法は500mm x 500mm以上とする。 ・公道の上下線から視認できる位置および高さに設置すること。 (参考) 東京電力ホールディングス(株) 電気自動車用充電器の案内表示「CHARGING POINT (チャージングポイント)」のご使用について
6	設置工事費は補助対象となるのか。	設置工事費は補助対象にはなりません。

7	既に設置した設備は対象にはならないのか。	対象になりません。補助対象事業の工事着手前（契約・発注等をしていない状態）であることが必要です。
---	----------------------	--

#### 4 補助上限額について

	質問	回答
1	複数の対象設備の導入を考えているが、その場合の補助上限はどうなるのか。	設備を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置している場合、補助額は1設備あたり機器購入費の5分の1以内で、補助上限額が100万円です。例えば、この場合に対象機器を3台導入するとして、全ての機器が上限一杯まで補助される場合、100万円×3台=300万円になります。
2	1事業者あたりの交付上限額はあるか。	1設備あたりの上限額はありますが、導入台数や導入基数の上限はありません。

#### 5 補助額等について

	質問	回答
1	出精値引きや調整値引きなど、内訳が明確でない値引きがある場合、どのように申請額を計算すればよいか。	対象経費は機器購入費であるため、本体及び機器を構成するために必要な付属品からの値引き額を差し引いてください。

#### 6 申請書類について

	質問	回答
1	今年度に事業を開始したばかりで、法人の納税証明や決算書の提出が難しい場合、申請することは出来ないのか。	事業を開始したばかりなどの理由により納税証明書等の発行が受けられない場合は、税金の滞納がないことを示す書類として完納証明書及び事業の収支状況が分かる書類として収支計画書や収支報告書などを提出ください。

2	納税証明書は何を提出すればよいか。	<p>県税に滞納がないことを確認する必要があるため、以下の納税証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合：法人県民税及び法人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可）</li> <li>・個人事業主の場合：個人県民税及び個人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可）</li> </ul> <p>※県税事務所へ提出する「交付請求書」の「証明事項」の欄の「県税に未納がないこと」の項目内の「特定の税目」の括弧内にそれぞれ法人県民税、法人事業税又は個人事業税と記入いただき申請してください。</p> <p>※個人県民税は市町村の取り扱いです。納税証明書についても市町村窓口で発行を受けてください。</p>
3	納税証明書はどこで取得すればよいか。	<p>法人県民税、法人事業税及び個人事業税については、事業所の所在地を所管する県税事務所に発行を申請してください。</p> <p>個人県民税は、住所地の市町村窓口で発行を申請してください。</p>
4	割賦契約等による場合、実績報告時に決算証拠書類としてどのような書類を提出すればよいか。	<p>領収書等に代わり、全額支払いの手続きが完了していることを証する書類（当該支払い方式を合意したことが明記されており、申請者が契約者となっている契約書等）を添付してください。</p> <p>なお、別途提出いただくこととなっている契約書の中に上述の記載が明記されている場合は、契約書のみの提出で結構です。</p>
5	見積書について、代表者印等の押印は必要か。	<p>第1号様式（申請書）に記載のとおり、代表者印等が押印されている見積書の写しをご提出ください（押印された見積書原本の提出は不要です）。</p>
6	原本の提出が必要となる書類はあるか。	<p>ありません。全ての書類について、電子データまたは写しでの提出が可能です。</p> <p>見積書や登記事項証明書などの原本の提出を妨げるものではありませんが、提出された書類は返却いたしません。</p>
7	交付申請書等の差出人欄（法人名称や所在地等）は本社の所在地等を記載すればよいか。補助金申請を行う事業所の所在地等を記載すればよいか。	<p>法人の代表者様に申請等を行っていただく必要があります。</p> <p>そのため、申請を受ける事業所とは別に本社等がある場合におかれましては、本社等の所在地や名称、代表者を記入ください。</p>

## 7 申請回数等について

	質問	回答
1	複数の設備を異なるタイミングで導入する場合、その都度、申請を行えばよいか。	申請回数に制限はありませんので、その都度、申請してかまいません。まとめて申請することも可能です（但し、1の間3のQ&Aのとおり予算上限があることに御留意ください。）。

## 8 太陽光発電設備の併設について

	質問	回答
1	申請の要件に「設備を導入する事務所または事業所に太陽光発電設備を設置していること」とあるが、申請時に設置が完了している必要があるか。	原則として、事業完了（※）までに太陽光発電設備が設置されていることが必要です。ただし、発注は済んでいるが納期の遅れ等の理由から事業完了までに設置できない場合など、本補助事業の趣旨を逸脱しないと認められるものに限り、補助対象とする場合がありますので、県に申し出て承認を受けてください。 ※事業完了とは、県に実績報告書を提出する時期をさします（以下の項目も同様）
2	太陽光発電設備の要件はあるか。	定置型の太陽光発電設備として事業所等で設置工事が行われた（行われる）ものであり、事業所等において使用される電気系統に接続されている必要があります（設置する充電器等のみに接続されている場合も可）。なお、新設・既設及びその出力等の規模は問いません。
3	太陽光発電設備の導入について、何か補助金はあるか。	国や市町村が行っている可能性はありますので、ご確認ください。
4	同一の法人で県内に複数の事業所がある場合、設備を導入する事業所（観光・宿泊施設等）とは別の事業所に太陽光発電設備が設置されている場合においても補助対象となるのか。	太陽光発電設備の設置場所の要件として「導入する事務所又は事業所に、事業完了までに太陽光発電設備が併設されていることが必要」としており、左記質問の条件はこれを満たさないため補助対象外となります。

## 9 事業スケジュールについて

	質問	回答
1	実績報告書の提出期限はいつか。	交付決定後、工事完了及び支払い完了したときに提出する実績報告書の最終提出期限は令和9年3月5日までになります。工事完了かつ支払い完了後は、最終提出期限前にかかわらず、速やかに（概ね30日以内）提出してください。